

池田市シティプロモーションブック作成業務委託仕様書

1. 業務名

池田市シティプロモーションブック作成業務

2. 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3. 履行場所

市長が指定する場所

4. 業務の目的

本市が有する魅力を写真やイラスト・図などを使用して視覚的にわかりやすく紹介し、本市への関心・理解を深めてもらうとともに本市の魅力を広く発信し、シビックプライドの醸成やまちづくり人口(※)の増加につながる関与意欲の向上をめざす。

※まちづくり人口…本市では、都市の活力を維持し、向上させるよう地域活動に参加する住民を「活動人口」。住民以外で、通勤、通学、観光などの池田市を訪れる人々の人口を「交流人口」。地域や住民と継続的に関わる、池田市のファンやサポーターのような人々を「関係人口」とし、それらをまとめて「まちづくり人口」と呼ぶ。

5. 作成における注意

(1)方針

- ・「池田市シティプロモーション基本方針」および「池田市第7次総合計画」の内容を十分に踏まえた方針とすること
- ・本シティプロモーションブックは、池田市の事を知るために、初めに見てほしい冊子としての位置づけを想定
- ・ターゲットは、本市が今後まちづくり人口増加のため、関与意欲の向上を期待する子育て世帯をメインとして想定するが、市内外問わず幅広い世代の人が見ても本市の魅力が十分に伝わるものとする
- ・池田市での「豊かな暮らし・人のあたたかさ」を感じさせ、「住んでみたい」「行ってみたい

い」「SNS をフォローしてみたい」「ふるさと納税等を通じて応援したい」などの関与意欲を向上させる内容であること

・配布については、市関係施設への配架のほか、市内外での各種イベントにおける池田市ブースでの配布を想定。またふるさと納税寄付者への返礼品への同梱も想定しているが、必要に応じて配布方法など効率的な活用方法を示すこと

(2) シティプロモーションブックの内容について

・写真やイラスト、デザインについては、内容に沿ったクリエイターを起用し、視覚的に本市の魅力を訴求できるものにする

・単なる制度や施設の羅列ではなく、テーマや企画に沿ったストーリーや背景を重視した内容を含むこと

・シティプロモーションブックの配布・配信ならびに露出を通じ、対象者に本市に対する関与意欲が高まり、実際に行動に移せるための仕組みを盛り込むこと

・本市シティプロモーションページ「池田の魅力

URL:<https://www.city.ikeda.osaka.jp/city/index.html>」へのアクセス数および本市 SNS のフォロワー数の増加につながるような仕組みを盛り込むこと

・本市に暮らす人びとのインタビューも交えた構成とすること

・より魅力的なシティプロモーションブックとなるよう、企画段階におけるワークショップやモニターアンケートの実施等、柔軟な発想による企画提案を検討すること

・デザインについては、ユニバーサルデザインに配慮したデザインにすること

・読み手にとって読みやすく印象に残りやすいよう、写真と活字、および余白のバランスに気を付けること

6. 委託料

3,000,000 円

業務を遂行するにあたり、必要となるすべての経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は上記の契約金額以外の費用を負担しない。

7. 業務内容

(1) 編集会議の設定

・池田市と委託業者で構成する「編集会議」を設置する

(2) 冊子全般にわたる企画・デザインの作成

・委託者は、シティプロモーションブック作成に関する以下の業務を行う

(ア) 情報収集と企画立案

(イ) デザイン・レイアウト及びレイアウト台割り作業

(ウ) 文章作成と写真撮影作業、それに伴う取材・編集作業

(エ)その他、校正・校閲など作成に必要なすべての業務

- ・第三者が保有する著作権等の権利を利用する場合は、許可等を得て利用すること。その際に発生する費用については、本契約に含むこととする
- ・本業務により生じた第三者との争いについては、受注者が責任をもって解決し、発注者へ報告をすることとする。
- ・写真については、受注者において用意したもの、および本市が所有する写真を使用すること
- ・校正は3回以上実施すること

(3)印刷製本・納品

- ・受注者は、シティプロモーションブックを印刷・製本して納品するほか、デジタルメディア(CDまたはDVD)に保存し納品すること
- ・元となった画像・図表・イラスト・文字データも含め、いずれも本業務以外でも使用できるものとする
- ・納入場所は、市長が指定する場所とする

(4)成果品

いずれも、本業務の成果品に係る所有権並びに著作権等一切の権利は市に帰属するものとし、市が自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。

成果物に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受注者の責任において無償で訂正、補償等を行うものとする。

- ・シティプロモーションブック 3000 部
- ・本業務内で使用した撮影データ
- ・PDFファイル

(ア)低解像度PDFファイル(ホームページ掲載用)

ディスプレイ上及び印刷しても十分判別可能であること

(イ)高解像度PDFファイル(二次利用用)

画像解像度 300dpi 以上のできるだけ高解像度であること

- ・AIファイルまたはINDDファイル

(ア)「イラストレーター」または「インデザイン」で作成した版下データ

(イ)再編集可能なデータ

冊子の修正・更新が必要となった際に、市職員が容易に修正を加えられる状態のデータ。本市職員が以後容易にデータ内容を更新することができるよう、丁寧かつ明瞭な形でデータを納品すること

- ・委託業務完了報告書(任意様式)
- ・経費明細書

8. 実施体制について

委託業務の履行にあたっては、専任者を配置すること。また、シティプロモーション課の担当

職員と十分な連携及び協議を図り、その指示に従うこと。

業務を円滑に行うため、打ち合わせ、業務に関する情報提供等、受注者は市への協力を惜しまないものとする。

9. 仕様・規格等

- ・サイズ: B5 サイズ(中綴じ)
- ・ページ数: 20 ページ程度(表紙・裏表紙含む)
- ・全ページフルカラー
- ・発行部数: 3,000 部
- ・発行時期 令和 6 年 3 月

10. 契約代金の支払い時期及び方法

契約金額の支払い方法は、業務終了後一括払いとする。完了届を受理した日から 10 日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

11. その他

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、速やかにシティプロモーション課の担当職員と協議を行い、決定すること。

12. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

委託業務の遂行について関連する法令等法令等がある場合は、当該がある場合は、当該法令等法令等を遵守すること

(2) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる

(3) 個人情報保護

受注者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)及びこの法律の施行のために池田市が定める条例等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること

(4) 守秘義務

受注者は委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする

(5) 業務の継続が困難となった場合の措置について

市と受注者との契約期間中において、受注者受注者による業務の継続が困難になった場合は次のとおりとする

(ア) 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の解除ができる。この場合、市に生じた損害は、受注者が賠償するものとする

(イ) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、市及び受注者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする

(6) 受注者の責務について

受注者は、円滑に業務が行えるよう十分な体制をとること。また、業務遂行に伴って関係機関などとの間で生じたトラブル等については、受注者が責任をもって対応すること

(7) 暴力団等による不当介入への対応について

- (ア) 受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある
- (イ) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする